

県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧表

（注意事項）自治体毎に助成の範囲や要件等が異なる場合がありますので、詳細については各市町村へお問い合わせください。

市 町 名		助成対象						助成内容						助 成 条 件					備考 （助成対象、助成内容、助成条件に関する補足事項等）										
		保険適用					先進医療							保健適用外						婚姻要件	一年以上在住※	滞市町なし等	健康保険加入	年齢要件					
		不妊検査	一般不妊治療	生殖補助医療	男性不妊治療	その他		不妊検査	一般不妊治療	生殖補助医療	男性不妊治療	その他	助成割合、助成額、回数、年数 等																
1	宇都宮市	－	－	○	○	－	○	－	－	○	○	－	申請初回：自己負担額の全額を、４５万円を上限に助成 ・保険適用で行う生殖補助医療等の自己負担額（高額療養費や付加給付金等を差し引いた自己負担額） ・保険適用外で行う生殖補助医療等の自己負担額 ・先進医療における自己負担額 2回目以降：自己負担額の7割を、３０万円を上限に助成 ・保険適用外で行う生殖補助医療の自己負担額 ・先進医療における自己負担額（ただし、混合診療の場合は上限7万円） 通算回数：6回まで						事実婚を含む	－	○	○	○	・保険適用で行う生殖補助医療の自己負担額への助成は申請初回のみ ・助成申請を行う治療開始日の妻の年齢が4２歳以下であること ・申請期限は治療終了日の翌月から翌年の治療終了日同月末まで ・治療開始日及び申請日時点で夫または妻が宇都宮市民					
2	足利市	○	－	○	○	－	○	○	－	○	○	－	保険適用：自己負担額の1/2を、1回10万円を限度に、年度1回、通算6回（3回）まで助成 保険適用外：自己負担額の1/2を、1回15万円を限度に、年度1回、通算6回（3回）まで助成 先進医療：自己負担額の1/2を、1回5万円を限度に、年度1回、通算6回（3回）まで助成						事実婚を含む	一方	○	○	○	・治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の夫婦は1子ごとに通算6回まで、40歳以上の夫婦は1子ごとに通算3回まで助成（通算回数は出産によりリセット） ・不妊検査は、生殖補助医療（採卵以降まで進んだもの）と合わせて実施の場合のみ助成対象 ・海外で受けた治療は助成対象外					
3	栃木市	－	○	○	○	－	○	－	○	○	○	－	保険適用:自己負担額の1／2を、1回10万円を限度に、年度1回、1子につき通算5回まで助成 保険適用外:自己負担額の全額を、1回20万円を限度に、年度1回、1子につき通算5回まで助成						事実婚を含む	一方	○	○	－	一般不妊治療のうち人工授精を助成対象とする。（タイミング法は対象外）					
4	佐野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保険適用：自己負担額1／2を、1回10万円を上限に、年度1回まで助成 保険適用外：自己負担額の全額を、1回30万円を限度に、年度1回まで助成						法律婚のみ	夫婦	○	○	－	・治療期間が令和6年度の場合は、保険適用外のみ助成 自己負担額1／2を、1回15万円を上限に、年度1回、通算5回まで助成					
5	鹿沼市	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	自己負担額の1/2を、1回15万円を限度に、通算5回まで助成						事実婚を含む	一方	○	○	－						
6	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保険適用:自己負担額の1／2を、1回10万円を限度に、年度1回、通算5回まで助成 保険適用外:自己負担額の1／2を、1回15万円を限度に、年度1回、通算5回まで助成						事実婚を含む	夫婦	○	○	－	・保険適用治療は令和7年4月以降に開始したものが対象 ・第三者からの精子・卵子・胚の提供、代理母、借り腹、海外での治療は対象外 ・同一年度に複数回治療を行った場合、まとめて申請可能 ・通算回数は出産によりリセットされる					
7	小山市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	助成対象経費(保険適用、保険適用外の不妊検査・治療)の1/2以内を、100万円を上限に、年度1回、通算5回（年度）まで助成						事実婚を含む	夫婦	○	○	－	・高額療養費や付加給付金等を差し引いた自己負担額 ・出産すると過去の申請はリセットされる ・住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載がされていることが事実婚であることの判断基準					
8	真岡市	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	申請初回：体外受精または顕微授精を初めて申請する場合はその年度のみ30万円を上限に助成 申請2回目以降：自己負担額の1/2を、1回15万円を上限に、申請初回を含めた通算5回まで助成						法律婚のみ	夫婦	○	○	－	・男性不妊治療について、一般不妊治療・生殖補助医療の実施に伴う治療であれば助成対象					
9	大田原市	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	自己負担額の1/2を、1回15万円を上限に、年度1回、通算5回（5回）まで助成						事実婚を含む	夫婦	○	○	－	・第三者からの精子、卵子または胚の提供による治療、代理母、借り腹、大田原市に転入前に行われた治療は対象外。					
10	矢板市	－	○	○	○	－	○	－	－	○	○	－	保険適用：自己負担額の1/2を、1回10万円を限度に、年度1回、通算5回（年度）まで助成 保険適用外：自己負担額の1/2を、1回15万円を限度に、年度1回、通算5回（年度）まで助成						法律婚のみ	夫婦	○	○	○	・保険適用の一般不妊治療は人工授精が補助金の対象。 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦（生殖補助医療）とする。					
11	那須塩原市	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	－	保険適用外の治療等（先進医療は除く）：自己負担額の1/2を、1回30万円を限度に、年度1回、通算5回まで助成 保険適用の生殖補助医療と併用して実施された先進医療：自己負担額の全額を、1回15万円を限度に、通算6回（3回）まで助成						法律婚のみ	一方	○	○	○	・保険適用外：法律婚のみ対象、夫婦の一方しか1年以上在住していない場合、本人分のみ申請可 ・保険適用の生殖補助医療と併用して実施された先進医療：事実婚を含む、治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合1子ごとに通算6回、妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は1子ごとに通算3回まで助成					
12	さくら市	－	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	自己負担額の1/2を、1回15万円を限度に、年度2回、通算5回まで助成						事実婚を含む	－	○	○	－						
13	那須烏山市	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	自己負担額の1／2を、1年度当たり30万円を上限に、通算5年まで助成。						法律婚のみ	夫婦	○	○	－	国内の医療機関での治療であること。					
14	下野市	－	○	○	○	－	○	－	－	○	－	－	保険適用:自己負担額の全額を、1回10万円を限度に、年度1回、通算5回まで助成 保険適用外:自己負担額の1／2を、1回15万円を限度に、年度1回、通算5回まで助成						事実婚を含む	一方	○	○	○	・一般不妊治療は人工授精のみ ・生殖補助医療のみ年齢要件あり（助成申請を行う治療開始日の妻の年齢が4２歳以下であること） ・保険適用外の助成対象となる治療は保険適用の上限回数を超えた生殖補助医療のみ					
15	上三川町	－	○	○	○	－	○	－	○	－	－	－	自己負担額の1／2を、治療が終了した日の属する年度当たり20万円を限度に、通算5年度まで助成。						法律婚のみ	夫婦	○	○	○	・生殖補助医療に係る助成を受ける者にあっては、治療開始日において妻の年齢が43歳未満であること					
16	益子町	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	自己負担額の1／2を、1年度あたり２０万円を限度に、通算4年まで助成						法律婚のみ	一方	○	○	－	一般不妊治療は人工授精のみ（タイミング法は対象外）					
17	茂木町	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	－	自己負担額の1／2を、年間15万円を限度に、通算5年度まで助成						事実婚を含む	一方	○	○	－	・男性不妊治療：自己負担額の1／2を、年間10万円を限度に、通算5年度まで助成					
18	市貝町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	保険適用自己負担額、保険適用外自己負担額の1／2を、15万円を限度に、通算5回まで助成						事実婚を含む	夫婦	○	○	－						
19	芳賀町	－	－	○	○	－	○	－	－	○	○	－	保険適用:自己負担額の1／2を、1年度あたり5万円を限度に、通算5年まで助成 保険適用外:自己負担額の1／2を、1年度あたり20万円を限度に、通算5年まで助成 保険診療と併用して行う先進医療：自己負担額の1／2を、1年度あたり20万円を限度に、通算5年まで助成						法律婚のみ	夫婦	○	○	－						
20	壬生町	－	－	○	○	－	○	－	－	○	○	－	自己負担額の1／2を、1会計年度10万円を限度に、1回の妊娠につき治療開始日から通算3年間助成						事実婚を含む	一方	○	○	－						
21	野木町	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	補助対象費用の1/2以内で15万円を限度に1年度につき1回として通算5か年度まで助成						法律婚のみ	一方	○	○	○	・生殖補助医療を受ける場合は治療開始日に43歳未満であること ・国内の医療機関であること					
22	塩谷町	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	保険適用：自己負担額の1/2を、1回15万円を上限に、年度内1回、通算5回まで助成 保険適用外：自己負担額の1/2を、1回30万円を上限に、年度内1回、通算5回まで助成						法律婚のみ	一方	○	○	－						
23	高根沢町	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	自己負担額の1/2を、1回30万円を限度に、年度1回、通算10回（5回）まで助成						事実婚を含む	－	○	○	○	・妻の不妊治療開始時の年齢が36歳未満の夫婦は通算10回まで、36歳以上の夫婦は通算5回まで助成 ・いずれも連続する必要はなく、通算で5回または10回の助成が受けられる ・申請日現在で、夫婦の一方又は双方の住民登録が高根沢町にあること					

県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧表

（注意事項） 自治体毎に助成の範囲や要件等が異なる場合がありますので、詳細については各市町村へお問い合わせください。

市 町 名		助成対象						助成内容						助 成 条 件					備考 （助成対象、助成内容、助成条件に関する補足事項等）				
		保険適用					先進医療							保健適用外						婚姻要件	一年以上在住※	市町税等滞納なし	健康保険加入
		不妊検査	一般不妊治療	生殖補助医療	男性不妊治療	その他		不妊検査	一般不妊治療	生殖補助医療	男性不妊治療	その他	助成割合、助成額、回数、年数 等										
24	那須町	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	1年度に支払った自己負担額の2分の1を、20万円を上限に助成。同一夫婦について1年度につき1回、通算5回まで助成。						法律婚のみ	夫婦	○	○	—	
25	那珂川町	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	保険適用:自己負担額の1／2を、1年度20万円を限度に、通算5回まで助成 保険適用外:自己負担額の1／2を、1年度20万円を限度に、通算5回まで助成						法律婚のみ	夫婦	○	○	—	
合計		8	12	16	16	3	21	14	19	24	22	7											

※一年以上在住条件凡例 夫婦：夫婦の双方が1年以上在住している必要がある 一方：少なくとも夫婦の一方が1年以上在住している必要がある 妻：少なくとも妻が1年以上在住している必要がある